

電子書籍をめぐる出版者への権利付与の 動向について

著作権委員会*

抄 録 インターネット上の電子書籍の違法流通対策の必要性等から、出版者に電子書籍に対応した新たな権利を付与することが、現在検討されている。当初は、出版者に著作隣接権を新たに付与する案も提唱されていたが、経団連及び中山信弘教授等のグループの提言を経て、現在では現行著作権法の出版権を拡張する方向で政府審議会での検討が進められている。本稿では、現行著作権法と諸外国の法制度との比較を踏まえつつ、これまでの議論、特に今年度の政府審議会における議論を整理する。そして、2013年9月に政府審議会が公表した「中間まとめ」に対する意見を中心に、これまで当委員会として表明してきた意見を示す。本稿執筆時点（2013年12月末）ではまだ結論が出ていないが、これまでの政府審議会とその後の立法に向けた動向が注視されよう。

目 次

1. はじめに
2. 現行著作権法における出版権と諸外国の法制度
 2. 1 現行著作権法における出版権
 2. 2 諸外国の法制度
3. これまでの経緯
 3. 1 デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会
 3. 2 電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議
 3. 3 印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会の提言
 3. 4 日本経済団体連合会の提言
 3. 5 中山グループの提言
4. 出版関連小委員会
 4. 1 出版関連小委員会における権利付与等に係る方策の提示
 4. 2 検討事項
 4. 3 「中間まとめ」発表
5. 当委員会の表明した意見
 5. 1 2012年11月22日「出版者への著作隣接権付与に関する意見」
 5. 2 第2回出版関連小委員会における意見陳述
 5. 3 出版関連小委員会「中間まとめ」に対する意見

6. おわりに

1. はじめに

電子書籍元年といわれた2010年以降、デジタル化・ネットワーク化の進展と、タブレットやスマートフォンの急速な普及を背景に、日本の電子書籍市場は活性化しつつあり、今後ますます拡大していくことが期待されている。

一方で、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、インターネット上において電子化された書籍が違法に流通する事例が増えはじめており、電子書籍市場の健全な形成を阻害するとの懸念も示されている。

こうした電子書籍市場の動向に合わせて、電子書籍をめぐる法制面についての議論も活発に行われてきており、紙で出版された書籍の電子化を円滑に進めたい出版者の要請や、電子化された書籍の違法流通対策の必要性から、電子書籍をめぐる出版者への権利付与の問題が検討さ

* 2013年度 Copyright Committee

れてきた。

本稿では、こうした電子書籍をめぐる出版者への権利付与の問題について、これまでなされてきた議論を整理し、現行の日本の法制度と諸外国の法制度との比較を踏まえつつ、当委員会として検討を行ってきた本問題に対する法制度のあり方について、その考えを示す。

なお、本稿は2013年度著作権委員会のメンバーである雨宮信佳（KDDI）、池田圭子（大日本印刷）、高部博（ヤフー）、樋地優香（パナソニック）、藤丸浩昭（キヤノンマーケティングジャパン）、若山高一（KADOKAWA）が担当した。

2. 現行著作権法における出版権と諸外国の法制度

2.1 現行著作権法における出版権

電子書籍をめぐる出版者への権利付与の問題を理解するにあたり、現行の日本の著作権法における出版権（著作権法79条～88条）について触れておく必要がある。

出版権は、著作物の複製権を有する者（複製権者）がその著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対して設定する権利である（特許法でいえば専用実施権に相当する権利であるといえよう）。この設定行為は複製権者との契約により行われる。出版権が設定された者（出版権者）は、その著作物を頒布する目的で複製する権利を専有し、第三者の出版権侵害に対しては、出版権者自らが差止請求等を行うことができる。

しかし、現行の出版権は著作物の複製権のみが対象であり、公衆送信権等の他の権利は対象ではない。また、出版権の対象となっている複製権は、紙媒体への複製に限られ、電子媒体としての複製は含まれていない。つまり、現行の出版権の設定を受けただけでは、出版権者には、

電子媒体の出版物をインターネット上で配信する権利は認められておらず、インターネット上における違法流通に対しても自ら差止請求等を行うことができないこととなっている。

2.2 諸外国の法制度¹⁾

日本の出版者への権利付与の在り方を検討するにあたり、諸外国の法制度が参照されることは多い。今回の検討に際しても、文化審議会著作権分科会出版関連小委員会（以下「出版関連小委員会」という。）は、外国の法制度を参照しているため、調査対象となった5カ国の制度につき、以下にまとめる（表1）。

(1) アメリカ

アメリカでは、出版権の設定に関する規定は置かれていない。出版者が保有できる権利は、出版契約により、著作権を移転（譲渡、独占的ライセンス等）することで、訴訟を提起することが可能となることである。ライセンスについては、「独占的ライセンシーは権利侵害について訴訟を提起することができる」（アメリカ著作権法501条）と規定している。一方、非独占的ライセンシーは、訴訟を提起することはできない。

(2) イギリス

イギリスでは、出版者の権利として、発行された版の印刷配列の保護（イギリス著作権法8条、9条）と、未発行の著作物を発行した者に対する保護（著作権及び関連権規則16条）が認められている。

訴訟提起については、「独占的ライセンシーは、権利侵害について訴訟を提起することができる」（イギリス著作権法101条）とし、「非独占的ライセンシーについては、一定の要件²⁾を満たしている場合に、訴訟を提起できる」（101条のA）と規定している。

(3) ドイツ

ドイツでは、出版者の権利として、未発行の著作物等を発行した者に対する保護が認められており（ドイツ著作権法70条, 71条）、作成者、発行者に対し著作隣接権が付与される。レコード製作者や放送事業者は著作隣接権者として定められているが、日本同様、出版者が著作隣接権者として位置づけられているわけではない。

また、ドイツでは、著作権法とは別に、出版契約に関する規定が、ドイツ出版法として置かれており、「作成者（著作者）は、出版者に対して、複製及び頒布の排他的権利を供与しなければならない」（8条）と規定されている。また、出版契約については、「作成者（著作者）は、出版者に対し、その著作物を自己の負担において複製及び頒布させるために引き渡す義務を負う。出版者は、著作物を複製し頒布する義務を負う」（1条）と規定されている。

(4) フランス

フランスでは、出版者の権利として、「遺作著作物を保護期間満了後に発行した者に、利用権が付与される」（フランス知的所有権法123の4条）と規定している。この利用権は著作隣接権とは位置づけられていない。

また、出版契約とは、「その著作物の発行及び頒布を出版者が確保することを条件としてその著作物の複製物を多数製造し、又は製造させる権利を、出版者と呼ばれる者に譲渡する契約

をいう」（132の1条）と規定している。また、「出版者は契約内容に従って製造を行い、又は行わせる義務を負い、特別な取り決めがない限り、出版者は定められた期間内に出版を実行しなければならない」（132条の11条）としている。

(5) オーストラリア

オーストラリアでは、「二つ以上の発行版に対する著作権は、当該版の複製コピーを作成する排他的権利である」（オーストラリア著作権法88条）と規定されており、発行された版は著作権として保護され、「著作物の版の発行者は、当該版に対して存続する著作権を保有する」（100条）と規定されている。

また、訴訟提起については、「排他的被許諾者（独占的ライセンシー）は、使用許諾が権利譲渡であれば、権利侵害について訴訟提起の権利を有する」（119条）と規定している。非独占的ライセンシーは権利侵害について訴訟を提起することはできない。

3. これまでの経緯

3. 1 デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会

著作権法は、創作者である著作者に著作権を与えるだけでなく、著作物の伝達に重要な役割を果たしている者には著作隣接権を与えており、現に放送事業者やレコード製作者、実演家

表1 日本及び諸外国の法制度比較

		日	米	英	独	仏	豪
出版者の権利	固有の権利	発行された版の印刷配列			○		○
		未発行の著作物の発行			○	○	○
	利用許諾／訴権等**	独占的ライセンシーに訴権		○	○		○
		非独占的ライセンシーに訴権			○*		
	出版権（出版契約による）	○			○	○	

*条件付き **出版契約により、出版者が著作権譲渡を受ける例が多い

は著作隣接権を有している。一方で、出版という行為を通じて著作物の創作や伝達において一定の役割を果たしてきたと考えられる出版者には、現行の著作権法は、著作権も著作隣接権も認めていない³⁾。そのような背景の下、出版者への権利の付与についてはこれまでも何度か検討されてきた⁴⁾。特に出版物の組版面の利用について出版者に何らかの保護を与えることについては古くは現行法が制定される前から議論されているところである⁵⁾。しかし、旧来の出版者の保護に関する議論はいずれも、もっぱら出版物の複写利用に関するものであった。そのような中で現在の出版関連小委員会での議論の流れにつながるものとして、日本における電子出版の制度的側面から出版者への権利の付与について議論されたのは、2010年3月に総務省、文部科学省、経済産業省の副大臣・大臣政務官の懇談会として開催された「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」(以下「三省デジ懇」という。)⁶⁾が最初ということになる。

2010年6月に公表された「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」(以下「三省デジ懇報告」という。)⁷⁾には、その第2章「出版物の利活用の在り方」の中で「我が国の豊かな出版文化を支え続けてきた出版者の機能の維持・発展は、デジタル・ネットワーク社会においても、引き続き重要であるとの認識は、本懇談会においても広く共有されている」ことが指摘され、出版者に何らかの権利を付与することについては、「今後、出版契約や流通過程に与える影響や各国の動向についての調査・分析等の実施や議論の場を設けること等を通じて、さらに検討する必要がある」と記載された。

また、同報告では「出版物の権利処理の円滑化による取引コストの低減とともに関係者に対する適正な利益還元を通じて、デジタル・ネッ

トワーク社会における出版物の円滑かつ安定的な生産と流通による知の拡大再生産の活性化を図る観点から、新たに著作者や出版者等の関係者において、「著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議(仮称)」を設置し、検討の場を設け、具体的な検討に速やかに着手する」とされた。

3. 2 電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議

三省デジ懇報告を受けて2010年11月に文部科学副大臣決定による懇談会として設置された「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)⁸⁾において、出版者への権利の付与はより具体的に議論されることとなった。検討会議においては、出版者への権利付与の意義やその必要性について、主に「電子書籍の流通と利用の促進」の観点及び「出版物に係る権利侵害への対応」⁹⁾の観点から検討が行われ、その検討の結果は2011年12月に公表された「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」¹⁰⁾の第3章にまとめられている。

同報告では、電子書籍の流通と利用の促進の観点については、出版者への権利付与に関して「電子書籍の流通と利用の促進に対して、一定の積極的な効果をもたらすとする意見があった」こと、「電子書籍市場への全般的な影響に係る検証を十分に行うことが必要であるとの意見も示された」ことが指摘されている。出版物に係る権利侵害への対応の観点については、「権利侵害は深刻な状況であり、電子書籍市場の健全な発展のためには、何らかの措置を早急に図ることの必要性については意見が一致した」こと、その具体的な対応方策については、出版者への権利付与のほか、著作権法の改正による対応として出版権の規定の改正による対応¹¹⁾等、「複数の選択肢が示されているところであり、

そのメリット・デメリット等については十分に検討する必要性が確認された」ことが指摘されている。そして、これらを踏まえ、「『出版者への権利付与』等の具体的な在り方について、制度的対応を含めて、官民一体となった早急な検討を行うことが適当である」とされた。

3. 3 印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会の提言¹²⁾

このような状況の下、2012年2月、「グローバル時代の印刷文化・電子文化のあり方について大局的な視点から議論を深め、必要な施策をまとめることを目的」として、座長の中川正春衆議院議員を中心に超党派の議員や大手出版社の代表者らにより設立されたのが、「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」（以下「中川勉強会」という。）である。

中川勉強会は、具体的なテーマとして、「①書籍、電子書籍を統合した読書振興策のあり方（知の地域づくり）、②日本語出版物（電子書籍を含む）の国際展開（海賊版への対応）、③著作者と出版者の権利（出版社の役割）」の3つを挙げている。

2012年6月、中川勉強会より、出版者への権利付与こそが印刷文化・電子文化の基盤整備における制度的課題の要であるとの趣旨から、出版者に対して著作隣接権を設定することが適切であることを結論とした中間まとめが公表された。また、同年11月には、当該著作隣接権の創設に関し議員立法を目指した骨子案（「『出版物に係る権利（仮称）』に関する検討の現状について」、以下「中川勉強会骨子案」という。）が公表され、立法目的や定義、権利内容等、法制度案の概要（詳細は表2参照）とともに、当該法制度案公表に至った検討内容（例えば、著作隣接権付与であれば出版者自らが海賊版に対する法的手続を採ることができる等のメリットがあるのに対し、出版権拡張では出版権が設定さ

れるケースが多くないという現状に照らし海賊版対策として十分にワークしない等の問題点があり、著作隣接権の創設には相当の理由がある等）が示された。

3. 4 日本経済団体連合会の提言

中川勉強会骨子案に対しては、経済界、著作者団体、著作物を利用する側の団体等、各方面からさまざまな反応が示された。特に、一般社団法人日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）は、2013年2月19日に『電子書籍の流通と利用の促進に資する「電子出版権」の新設を求める』という表題の政策提言を行った。

この政策提言において、経団連は、アメリカでは現状入手可能な電子書籍が200～250万点あるのに比して、日本においてはわずか20万点と大きな差がある理由として、「著作権者と出版者の間で契約を取り交わす習慣が十分に確立していないこと」¹³⁾及び「インターネット上で流通する違法な電子書籍の問題」の2点を挙げている。

そして、経団連は、著作権法を改正して、独占的に書籍を電子出版する権利「電子出版権」を得た者に違法電子書籍を排除する権限を付与することにより、他のステークホルダーに悪影響を及ぼすことなく、違法電子書籍を排除することが可能となり、もって電子書籍の流通と利用が促進され電子書籍ビジネスが発展していくのではないかとしている。

なお、経団連が提言する「電子出版権」とは、現行の出版権（79条）の基本的な考え方を電子書籍に適用したものであり、いわば出版権を電子書籍向けにカスタマイズしたものといえる。現行の出版権と共通する部分としては、「著作者との設定行為（契約）により権利が生じること」と「電子出版権者は差止請求権を有すること」であるが、一方で、以下の相違点が挙げられている。

まず、電子書籍の特性として、出版形態が「電磁的な方法によりデジタル情報として提供される」形態になることである。また、電子出版権の設定の元となる支分権は、電子書籍のデータがサーバーから各ユーザーに配信されることから、「複製権」と「自動公衆送信権」であるとされている。

さらに、第三者への再利用許諾（サブライセンス）については、電子書籍は電子出版権者が自ら配信するのみならず、いわゆる電子書店等の配信業者を通じて流通させる場合も多いことから、著作権者から得た電子出版権を第三者に再利用許諾することを可能とし、流通の円滑化を確保すべきとしている。

なお、経団連は、中川勉強会や一部の出版業界関係者が提案している「出版者への著作隣接権の付与」という制度設計は、①著作隣接権者という新たな権利者が追加されると、権利関係の複雑化や権利処理の煩雑化につながるため、流通阻害効果が予想され、電子書籍ビジネスの発展にとって負の要因になりうること、②既存の出版者は小規模な会社がほとんどであり、著作隣接権を付与されても権利侵害対策が事実上困難である場合が多いこと、及び③電子書籍ビ

ジネスの発展のためには、書面による契約を交わす慣行を確立させることが不可欠であるものと考えられるところ、出版者に自動的に著作隣接権が付与されれば、著作権者と出版者間の書面による契約の促進に寄与しないどころか逆効果である等の理由を挙げて、出版者に著作隣接権を付与するという制度設計に対し反対意見を述べている。

3.5 中山グループの提言

このような議論のさなか、2013年4月、弁護士・学者6名のグループ（中山信弘氏、三村量一氏、福井健策氏、上野達弘氏、桶田大介氏、金子敏哉氏のグループ。以下「中山グループ」という。）は、「著作者との契約により設定される現行の出版権が、原則として電子出版にも及ぶよう改正」することで、法改正前に著作権者から出版権の設定を受けた者であっても、著作権者と合意すれば、その出版権の対象となっている紙媒体の出版物を電子書籍として流通できるような制度の提言（以下「中山グループ提言」という。）を行った¹⁴⁾。

第三者への再利用許諾（サブライセンス）については、多数のプラットフォームでの配信等

表2 中川勉強会、経団連、中山グループの各提言の比較表

	中川勉強会	経団連	中山グループ
権利の主体	出版物等原版を作成した者	電子書籍を出版する電子出版者	言及なし
権利の内容	著作隣接権（複製権、送信可能化権、譲渡権及び貸与権）	新たな権利としての電子出版権（著作権者との契約に基づく）	現行の出版権を拡張した、紙媒体での出版と電子出版を一体化した権利（著作権者との契約に基づく）
前提となる支分権	—	複製権 自動公衆送信権	言及なし
特定版面の保護	著作物を固定した「出版物等原版」が著作隣接権の対象	言及なし	当事者の特約により複写利用等にも拡張可
サブライセンスの可否	—	サブライセンス可	特約がない限り、サブライセンス可

に対応すべく、「現行著作権の再許諾不可を改め、特約なき限り再許諾可とする」とし、上述の経団連の提言と同様の考え方に立っている。

そして、この中山グループ提言が出されたことで、中川勉強会も前記3. 3の考え方に代えて、中山グループ提言を同会の新たな提言として採択するに至っている。

4. 出版関連小委員会

4. 1 出版関連小委員会における権利付与等に係る方策の提示

文化庁は、本問題の検討にあたり出版関連小委員会を設け、2013年5月の第1回開催から討議が行われた。本項では同年9月に開催された第7回までの討議内容について整理していく。

出版関連小委員会では出版者への権利付与等の方策につき「(A) 著作隣接権の創設」、「(B) 電子書籍に対応した著作権の整備」、「(C) 訴権の付与（独占的ライセンシーへの差止請求権の付与の制度化）」及び「(D) 契約による対応」の4つの類型（以下「4類型」という。）に分類し、関係者団体へのヒアリング及び当該ヒアリングに基づき具体的な解決策の検討を進めていった。

第1回（2013年5月13日）及び第2回（同年5月29日）出版関連小委員会において、4類型について15の各関係者団体¹⁵⁾への意見ヒアリングが行われた結果、電子書籍の流通と利用促進及び効果的な海賊版対策の観点から、「(B) 電子書籍に対応した著作権（著作権設定契約により権利発生）」を基軸とした法整備を検討していくこととなった。

4. 2 検討事項

第3回（2013年6月13日）から第6回（同年7月29日）までの出版関連小委員会では、現行法の著作権を起点として、電子書籍に対応した

著作権（出版関連小委員会で正式に使われている用語ではないが、便宜的に、以下「電子著作権」という。）の権利主体並びに客体、権利内容の在り方、サブライセンスの可否、権利者の義務及び消滅請求等についての検討が行われた。

(1) 電子著作権の主体及び客体

電子著作権の権利主体は、電子書籍の流通促進に携わる者、海賊版対策を行う者のほか、著作者の出版意向を汲んで流通させることができる者になるべきという意見が示されている。一方、中山グループのメンバーからは、中山グループ提言を補足して、既に紙出版されているものを含め、出版物にかかる電子出版の著作権については、原則として同一の権利者が著作権を保有し、例外規定を設けることにより別々の権利設定を可能とする旨が審議会の場で述べられており¹⁶⁾、紙出版と電子出版とを一体化した権利が制度上保証される必要があるとの意向から出版業界がこれに賛同した。

しかしながら、著作者の意向次第では紙出版と電子出版とで異なる出版者をして出版する場合も想定されること、また、紙媒体等を経ないで最初からデジタルデータとして作成された素材、いわゆるポーンデジタルの出版物の比率も高まっていることから、必ずしも紙出版の出版者が電子著作権を有するのではなく、様々な流通経路を想定して幅広い関係者が電子著作権の権利主体になり得ることを想定することが望ましいとの意見が多く見受けられた。

次に、電子著作権の権利客体は、そもそも「電子書籍」の定義が明確ではないことから、その概要を定めることから議論が進められた。

「電子書籍」の定義をする上での問題は、通常の文章や図画により形成される出版物に、音楽、映像等のリッチコンテンツが含まれている場合の取扱いであったが、リッチコンテンツの

定義が不明瞭である等更なる議論が必要となることから、これを含まないもの、即ち、現行の著作権で対象となっている文書又は図画に相当するもの（即ち、版面）を電子化したものを「電子書籍」として電子著作権の客体とすることが望ましいとの結論に至った¹⁷⁾。

(2) 権利内容の在り方

第4回（2013年6月24日）及び第6回（同年7月29日）出版関連小委員会においては、電子著作権の権利の内容の在り方について議論がなされた。

各委員からは「電子書籍はインターネット上で送信可能化状態となっていることに問題があることから、その流れている状態を止められるためにも自動公衆送信権を専有することが重要」、「『自動』公衆送信に限定してしまうと、各ユーザーによる個別のメール発信等を含まず狭義となるおそれがある」、「受信をしたものをディスプレイに表示し、複数人で閲覧可能な状態にするといった用例も想定されるため、公衆伝達権も含めるべき」といった意見が挙げられた。

本検討事項については、出版関連小委員会での討議時間の関係上、十分な議論がし尽くされているとは言い難いが、電子著作権の支分権は複製権及び公衆送信権（放送・有線放送権を除く。）とするという考えが適当であると小括している。

なお、権利の内容の在り方について議論されたもののうち中山グループ提言において提案されていた「特定の版面」を対象を限定した権利付与の可否について、同提言の補足資料¹⁸⁾では、「既存の著作権は出版行為を対象とするものであったが、近年の出版物の流通・利用環境においては、単に出版・電子出版行為のみならず、『出版物』の出版・電子出版を目的としない様々な利用行為についても、その利用許諾の窓口等

を明らかとする必要性が高い状況にある。また、出版に係る契約も、出版行為とともに出版物の利用に関する契約を含むものとなっている。このような状況に鑑み、著作権者がその意思により、出版者等に対して、著作物の、特定の出版物の版面に限定をした、出版・電子出版を目的としない利用行為について権利を設定することが可能とすべき」、「従来の『著作権』を、『出版物』のより広範な利用形態（出版、電子出版、及び、特定の出版物の版面に限定したそれ以外の利用（企業内複製等））を対象とする権利内容にまで拡張し、再構成すべき」と主張されている。

しかし、かかる主張に対し、一部の関係団体は、「著作者ごとの管理ではなく、出版物単位、若しくは更に細かな個別版面管理が必要。この形式の権利設定は過去に出版された著作物にも適用が可能であり、権利所在の把握が困難となる可能性が高い」、「著作権等管理事業法における指定管理事業者であることから、著作権の集中処理に必要な権利の集中化に対して、権利の分散化を招き、同団体の管理運用業務に支障をきたす懸念がある」、「出版界として、企業内複製を含む出版物の複製利用について、現在のシステムに影響を及ぼす制度設計は望まない」として同提言に反対を表明した。

そして、出版関連小委員会の討議においては、頒布目的ではない利用を権利範囲とすべきではない、との意見が多数を占めたことから、「特定の版面」を対象を限定した権利の法制化に向けた合意形成には至っていない。

また、インターネット上で流通する海賊版出版物（特に雑誌をデットコピーしたもの）対策のために、電子著作権による対応の検討に加え、インターネット上の違法配信を紙の出版物に係る著作権の侵害とみなす規定（みなし侵害規定）を創設することによる対応の検討も行われたが、「みなし侵害規定の性質から法制的に困難

である」などの消極的な意見が示されたことから、まずは電子出版権の創設により対応する方向で進めることが適当であるとされた。

(3) 再許諾（サブライセンス）の要否

出版権の設定を受けた者による他人への権利許諾について、現行法80条3項においては「出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない」とされている。

しかしながら、電子書籍の出版に関して既存の紙出版の流通経路と比較しても様々な形態で存在しており、実質、出版者だけの配信システムでは対応し切れない（サブライセンスをすることによって更に幅広い流通が確保される。）ことから、電子出版権の設定を受けた者は、当該電子出版権を保有する電子書籍の配信について広く第三者に許諾することが電子書籍の流通及び利用促進に適しているという意見が出された。

但し、再許諾が可能になると、必ずしも著作権者が望む流通経路での出版が行われるということにはならないこと、また、関連法規（例えば、特許法における専用実施権や民法における賃貸借）との均衡を図るべきという見方も根強く、原則として再許諾を行う際には著作権者による承諾とすることが適当であるという方向で調整がなされている。

(4) 電子出版の義務・消滅請求

現行法81条において、出版権の設定を受けた者の義務として（1）原稿等受領後6ヶ月以内の出版及び（2）出版権が存続する期間中の継続的出版を課しており、また、当該義務違反時の著作権者による出版権にかかる消滅請求権（84条）を明記している。

出版関連小委員会においては、電子書籍の出版についても現行法に倣い、原稿等受領後一定

期間内の出版義務（継続的出版については電子書籍をインターネット上で送信可能化状態にしておくことにより半恒久的に義務履行可能と考えられる。）及び義務違反時の消滅請求権を認めることが望ましいとされた。

(5) その他の検討事項

その他、現行法における出版権の性質のうち（1）出版権の存続期間（83条1項）、（2）権利制限規定（86条）及び（3）権利設定にかかる第三者対抗要件の明確性の確保（88条）について、電子出版権への適用是非の検討がなされているが、いずれも現行法の規定の枠組みを超えるものではなく、現行法に定められているとおり又はそれと同等の範囲での規定が必要であるとされている。

4. 3 「中間まとめ」発表

第7回までの出版関連小委員会での議論を踏まえ、2013年9月に「中間まとめ」が発表された。「中間まとめ」は同年10月にかけてパブリックコメントに付され、その結果を受けて同年11月に第8回出版関連小委員会が開催され、再度法制化に向けた具体的な検討が進められた（その後、同年12月の第9回出版関連小委員会において、出版関連小委員会の報告書案（後述）が示されている）。

5. 当委員会の表明した意見

5. 1 2012年11月22日「出版者への著作隣接権付与に関する意見」

当委員会では、2012年12月、中川勉強会が中川勉強会骨子案（3. 3参照）で示した出版者への著作隣接権の付与に対して、反対する旨の意見を表明した。

当委員会としては、違法流通によって関係当事者の利益が不当に害されないようにするため

の何らかの対策が必要であることは理解できるものの、出版者に対する著作隣接権の付与という対策は、権利が増えることによる権利処理の遅延や煩雑化、価格上昇、作品の塩漬け問題等を生じさせるおそれがあり、かえって電子書籍流通の促進を阻害し、国内における電子書籍産業の活性化に逆行すると考えたものである。

また、違法流通への対策としては、契約による出版者の権限の明確化や権利集中管理機構の活用等があげられるが、いずれにしても、新たに著作隣接権が創設された場合には、多くの利害関係者への影響が生じることから、しかるべき健全な法制化プロセスとして開かれた議論を行うべく、文化審議会のもとで十分に議論をつくし、国内産業の活性化の最適手段を関係者間で協力して検討すべきとの考えも併せて表明した。

5. 2 第2回出版関連小委員会における意見陳述

文化庁は、第1回出版関連小委員会において、「出版者への権利付与等」についての方策として、上記の4. 1で説明した4類型を提示したが、当委員会は、第2回出版関連小委員会において、各類型について意見陳述をしている。

「(A) 著作隣接権の創設」については、出版者に著作隣接権を付与した場合、出版者が著作権者の意に反して権利行使する可能性があることや、権利関係の複雑化により権利処理コストが増大し、かえって電子書籍の円滑な流通に対し弊害が生じるおそれが強いことから、賛同できないとした。

「(B) 電子書籍に対応した出版権の整備」については、出版権は著作権者との契約により権利が発生するものであることから、「(A) 著作隣接権の創設」に比べて、出版者が著作権者の意に反して権利行使する可能性は低く、また、現在、紙媒体の書籍について認められている出

版権を電子書籍にまで広げるということは、実務的には馴染みやすいといえる一方で、出版権は独占権であるため、出版権を電子書籍にまで拡大する場合には、「塩漬け」(独占権を得た出版者が電子出版をしない一方で、他の者は電子出版できないため、結果的にどこからも電子出版されなくなること)の問題が起こらないよう配慮すべきとした。

「(C) 訴権の付与(独占的ライセンスへの差止請求権の付与の制度化)」については、特許権の独占的通常実施権者による差止請求の可否等、他の知的財産法においても議論されてきたところであり、著作権法においても検討の余地はあるものの、全ての著作物を対象とする場合には実務に弊害が生じないかどうかという点の検証や、もし出版物のみを対象とする場合にはその合理的な理由が必要ではないかとした。

「(D) 契約による対応」については、出版者への著作権譲渡により、出版者が権利行使をすることは可能となるが、独占的ライセンスであれば、債権者代位という考えのもと出版者自身が差止請求を行うことができるという解釈も成り立ち得るため、違法流通対策という観点からは、独占的ライセンスで十分ではないかとした。また、「(D) 契約による対応」が現実的でないならば、「(B) 電子書籍に対応した出版権の整備」や「(C) 訴権の付与(独占的ライセンスへの差止請求権の付与の制度化)」等、相対的に弊害が少ない方策について検討すべきとの意見も述べている。

5. 3 出版関連小委員会「中間まとめ」に対する意見

出版関連小委員会において発表された「中間まとめ」では、出版者への著作隣接権付与、特定の版面に対する出版権設定という提案については採用しないという結論が導き出され、当事者間の契約による合意を前提とする出版権を再

構成して出版者の権利を電子書籍に拡充するという全体的な方向性が示された。

当委員会としては、このように出版関連小委員会において有識者を含め広く利害関係者間で議論がなされ、この度の「中間まとめ」に示されるように一定の方向性が示されたことは有意義であり、評価するとともに、その内容を支持するとの意見を表明した。著作隣接権等の自然発生的な権利を新たに出版者に付与するのではなく、当事者間の契約による合意を前提とする出版権を再構成して出版者の権利を電子書籍に拡充する方法であれば、適法な出版物の流通を阻害するおそれは少なく、違法流通対策の手段としても現実的、かつ効果的であると考え。また、出版権を現代的な内容に再構成することは、電子書籍等に対応した出版契約を締結する上でのより明確な指針を示すことにもなるといえ、今後、流通慣行に即した契約の促進につながることを期待される。将来的に出版ビジネスの国際化が進展することも考えられることからすれば、著作者・出版者間で書面により合理的な契約を締結する慣習が根付くことは好ましいことであり、これにより電子書籍を含めた出版物の契約関係が明確になり、権利関係の整理が進むことが望まれる。

なお、「中間まとめ」においては、出版権の構成として、一体的設定とするのか、「電子出版権」を従来の出版権とは別個の権利として設定するのか、という議論について明確な結論は示されていない。いずれの構成を採用するとしても、著作者・出版者双方の利害を考慮した上で、違法流通の抑止という趣旨を踏まえた合理的な制度設計が望ましい。但し、別途当事者間の契約による合意により、一体的設定とするか、別個の権利として設定するかを選択することは可能であるといえるから、この議論に固執して立法を遅らせるのは得策ではないと考える。

6. おわりに

本稿の執筆時点（2013年12月末）では、「中間まとめ」についての意見募集を経て、2013年12月に開催された第9回出版関連小委員会において「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会報告書(案)」(以下「報告書案」という。)¹⁹⁾が発表されたところである。しかし、報告書案の段階に至っても、先述した紙出版と電子出版を一体的に権利設定できる法制度にすべきか否かという論点については、依然として明確な方向性が示されていない。どのような法制度を採用するかは今後の法案化作業に委ねられたが、結論が出されるまで時間がかかることも懸念される。最近になり、超党派国会議員による「電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟」(会長：河村建夫元官房長官)が参院議員会館で総会を開き、出版権の構成を一体的設定とする「総合出版権」の新設を目指すとの方針案が示されたとの報道がされているため、当該議員連盟の今後の動向についても注視していきたい。

電子書籍を含めた出版物の違法流通の問題は、今後音楽、動画等のコンテンツ同様にますます増加するとも考えられるため、適切な対応が急務である。出版関連小委員会における、出版物の創作・流通に関わる多くの関係者の意見を吸収し、議論した上でまとめられた成果と、これまでの議論の方向性を関係者は尊重すべきであり、文化庁の主導の下、それを踏まえた健全な議論により、必要な対策を確実に実行していただくことを期待したい。

注 記

- 1) WIPジャパン株式会社、2011年3月、諸外国の著作権法等における出版社の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究 報告書
- 2) 侵害行為がライセンスにおいてライセンスを受けていた行為と直接関係しており、かつ、当

該ライセンスが、著作権者又はその者のために署名された書面においてなされ、かつ非独占的ライセンシーに対して同条に基づく権利を付与することが明示されていること。

- 3) もっとも、例えば出版者が自ら著作物の著作権者となることにより著作権者としての権利を保有すること等はある。
- 4) いわゆる版面権について議論された著作権審議会第八小委員会が有名なところである。第八小委員会では1985年から5年にわたり検討がなされ、1990年に公表された報告書においては出版者への権利の付与について具体的な答申がなされた。しかし、諸事情により法制化は見送られている。
- 5) 出版者と隣接権制度の歴史については、上野達弘「出版者と隣接権制度」が詳しい。
http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/_src/20121125/20121125ueno.pdf (参照日：2013年12月2日)
- 6) 三省デジ懇の開催については、アメリカ訴訟におけるクラスアクション制度により日本にも影響が及ぶことが懸念され大問題となったGoogleブックス和解問題が果たした役割が非常に大きいと考えられる。
- 7) 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇親会 報告」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000075191.pdf (参照日：2013年12月2日)
なお、同報告においては海賊版のインターネット流通が大きな問題となっていることについても言及されているが、そのような不正流通対策としては、主に技術的な側面からの対応が指摘されたにとどまる。
- 8) 検討会議は、三省デジ懇報告にて言及された「著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議(仮称)」に相当するものであると考えられる。検討会議においては「出版者への権利付与に関する事項」のほか「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」「出版物の権利処理の円滑化に関する事項」が検討された。
- 9) ここで言う「出版物に係る権利侵害への対応」については、紙媒体への無許諾複製等の現行著作権で対応可能な権利侵害物への対応ではなく、出版物のデジタル・スキャン等を利用してもっぱらインターネット上に流通する海賊版への対応

を指していると考えられる。

- 10) 「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議 報告」
<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/houkoku.pdf> (参照日：2013年12月2日)
- 11) 現行著作権法における出版権は、頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利とされ(著作権法80条1項)、一般に電子書籍に係る権利とは考えられていない。出版権には差止請求権も認められている(著作権法112条)ことから、出版権を電子書籍にも適用できるようにすることで、侵害への対応が可能になるとするものである。
- 12) 公益財団法人文字・活字文化推進機構ホームページ
<http://www.mojikatsuji.or.jp/benkyounaka.html> (参照日：2013年12月2日)
- 13) 実際には、「契約を取り交わす習慣」ではなく、「契約に際して契約書を作成する習慣」というのが正しいと思われる。
- 14) 「出版者の権利のあり方に関する提言」
<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20130404teigen.pdf> (参照日：2013年12月2日)
- 15) 第一回ヒアリング：一般社団法人日本経済連合会、日本印刷産業連合会、日本書籍出版協会
第二回ヒアリング：公益社団法人日本文藝家協会、一般社団法人日本写真著作権協会、日本美術著作権連合、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本出版者協議会、一般社団法人日本楽譜出版協会、一般社団法人電子出版制作・流通協議会、一般社団法人電子情報技術産業協会、主婦連合会、一般社団法人インターネットユーザー協会及び日本知的財産協会
- 16) 「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会(第4回)」
http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/shuppan/h25_04/gijishidai.html (参照日：2013年12月2日)
- 17) 出版社はCD-ROM等の物理的記憶媒体に電子出版物を記憶したものについても電子書籍の範疇であるとの見解を示したが、これに対して、電

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

子出版権の客体はインターネットで配信されるものとし、物理的記憶媒体として頒布されるものは含むべきではないという意見が多数を占めた。

- 18) 「出版者の権利のあり方に関する提言」に関する補足説明

http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/shuppan/h25_02/pdf/shiryo_10.pdf (参照日 :

2013年12月2日)

- 19) 文化審議会著作権分科会出版関連小委員会報告書(案)

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25_09/pdf/shiryo_1.pdf (参照日 : 2013年12月26日)

(原稿受領日 2013年12月2日)

